

特定医療施設等（返還猶予の対象となる県内の医療機関等）

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則第1条の2に規定する特定医療施設等は、下記のとおりです。就業先が特定医療施設等に該当しないときは、貸付けた修学資金を返還していただくことになる場合がありますので、事前によく確認してください。

また、貸付けを受けた方は、卒業後、就業するとき又は、転職するときにも、十分ご確認ください。

- (1) 医療法に規定する病院、診療所、助産所
- (2) 市町又は県
- (3) 介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院
- (4) 介護保険法の規定による指定に係る居宅サービス事業のうち同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業所
- (5) 生活保護法に規定する保護施設のうち、救護施設、更生施設又は医療保護施設
- (6) 児童福祉法に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童心理治療施設
- (7) 児童福祉法に規定するこども家庭センター
- (8) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業所
- (9) 老人福祉法に規定する老人福祉施設（ただし、老人福祉センターを除く。）又は有料老人ホーム
- (10) 健康保険法の規定による指定に係る訪問看護事業を行う事業所
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所